

平成30年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を平成30年7月31日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

農地利用最適化委員 7名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第5号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第6号…非農地証明の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 平成30年度第2回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(6番●●委員 7番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第5号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第6号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高岡郡津野町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 307 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月17日事務局の●●、譲受人の、●●さんの3人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●
譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 14 m²
●●字●● ●●番● 面積 31 m²
●●字●● ●●番● 面積 73 m²
●●字●● ●●番 面積 555 m²
●●字●● ●●番● 面積 41 m²
●●字●● ●●番● 面積 2 m²
●●字●● ●●番● 面積 787 m²
●●字●● ●●番 面積 346 m²
●●字●● ●●番 面積 76 m²
●●字●● ●●番● 面積 361 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月20日事務局の●●、譲受人の父である●●さんの3人で現地確認を行いました。権利

を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第8号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番	面積 4058 m ²
●●字●● ●●番●	面積 44 m ²
●●字●● ●●番	面積 324 m ²
●●字●● ●●番	面積 445 m ²
●●字●● ●●番●	面積 293 m ²
●●字●● ●●番	面積 214 m ²
●●字●● ●●番●	面積 94 m ²
●●字●● ●●番	面積 145 m ²
●●字●● ●●番	面積 184 m ²
●●字●● ●●番●	面積 56 m ²
●●字●● ●●番●	面積 8.13 m ²
●●字●● ●●番	面積 420 m ²
●●字●● ●●番●	面積 436 m ²
●●字●● ●●番●	面積 161 m ²
●●字●● ●●番●	面積 248 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月13日事務局の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

[●●委員]

贈与する面積が大きい贈与税は発生するのか。

[事務局]

贈与税に関しては調べていないため、次回農業委員会にて回答いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第9号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●
譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積438㎡
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月24日事務局の●●・●●、譲受人の●●さん4人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 10 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 341 m²

●●字●● ●●番● 面積 438 m²

●●字●● ●●番● 面積 258 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月24日事務局の●●・●●、譲受人の兄である、●●さん4人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

【●●委員】

共有する農地の場合、面積は分割とはならないのか。

【事務局】

共同で管理するということになるので、土地の権利として分割ではなく全体の面積に対して効力が発生する。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 11 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 481 m²

●●字●● ●●番●● 面積 57 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月18日事務局の●●、譲受人の妻と3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 取得権利者が町外

○受付第3号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、香川県丸亀市●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 36 m ²
●●字●● ●●番●	面積 115 m ²
●●字●● ●●番●	面積 13 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月18日事務局の●●さん、譲受人の●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第6号

(非農地証明の審議について)

○受付第2号

[事務局 ●●説明]

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地は全部で2筆あり、所在は

●●字●● ●●番 面積 4029 m²

●●字●● ●●番 面積 172 m²

合計面積 4201 m²

地目は全筆、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、昭和43年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり植林となる。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を事務局●●・●●の3名で実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり山林となっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

[事務局]

農業新聞の購読勧誘

以上で平成30年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員